

【基本方針】

- 新型コロナウイルス感染症は、その出現から早いもので既に4年目に入っている。わが国では、最近の感染者数の減少等を踏まえて今年5月には感染症法上の分類を季節性インフルエンザ並みの5類に引き下げるなど、平時の体制への移行を進めているところであるが、人と人との接触度が高い福祉の現場では、感染拡大の波が今後繰り返されることにも十分考慮し、感染防止対策が引き続き求められている。
- 地域福祉推進の羅針盤となる「第5次地域福祉活動計画（計画期間：令和3～8年度）」（以下「活動計画」という。）の3年目となる令和5年度は、広報紙やホームページ、YouTube動画等のメディアを活用し、活動計画のPRと地域福祉活動の「見える化」に向けた取り組みを進めるとともに、活動計画に掲げた事業の進捗状況や令和4年度に実施した地域の実態調査の結果等をふまえ、有識者のご意見をいただきながら令和6年度に予定している計画の中間評価に向けた準備を行う。
- 多様化・複雑化する課題を抱えた世帯やコロナ禍において顕在化した生活困窮者の自立に向けた支援については、仙台市が令和5年度から新たに展開する「重層的支援体制整備事業」において、コミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」という。）を中心としたこれまでの地域支援や個別支援の取り組みを活かし、関係する支援機関等と連携して課題解決に向けた相談支援や援助活動に積極的に取り組む。

また、懸案である福祉活動の担い手不足の解消に向けては、本会与「ボランティア活動の連携・協力に関する協約（パートナーシップ協約）」を締結した大学や、福祉活動への貢献意欲がある企業・団体、社会福祉法人等と連携し、活動者に対する支援や新たな担い手の育成などの取り組みを進める。
- 法人運営の面では、引き続きコンプライアンスの徹底とガバナンスの強化を中心に、安定経営を基本とした運営に努めるとともに、令和4年度中に策定する「中期経営計画」（令和5～8年度）において示した財源確保や人材育成など経営上の課題と今後達成すべき目標についても、一つひとつ課題解決を図りながら着実に対応していく。

併せて、ICT（情報通信技術）の活用などにより事務事業の効率化をさらに進めていく。
- 福祉プラザや老人福祉センター等の13指定管理施設については、これまでと同様に良質な福祉・介護サービスの提供により利用者の満足度を高めるとともに、仙台市から示される新型コロナ対策のガイドライン等に基づき必要な措置を講じるなど、利用者や職員の安全・安心に十分配慮した施設運営に努める。

なお、事業収益性が求められる通所介護等の介護保険事業の運営においては、組織一丸となって利用者の確保やコスト意識の徹底などを図り、健全な経営を目指す。

I 地域共生社会の実現に向けた地域福祉活動の推進

1 第5次地域福祉活動計画に基づく事業の推進

(1) 第5次地域福祉活動計画（せんだい^{あい}プラン）の推進

活動計画に掲げた目標に沿った事業を着実に実施していくとともに、それらの取り組みが地域ごとに展開されるよう様々な活動主体の好事例を都度収集し、本会ホームページなどへの掲載・紹介などを通して、活動計画のPRに取り組む。

また、地区社協を中心とした地域の実態調査をふまえ、活動計画に盛り込まれた取り組み内容と比較検証するなど令和6年度に予定している活動計画の中間評価に向けた準備を進める。

なお、中間評価にあたっては、社会福祉関係者等有識者で構成する懇談会において多方面からの意見を聴取するとともに、調査や地域づくりに携わる大学関係者などから専門的な視点から助言もいただき作業を進める。

- ▶ 第5次地域福祉活動計画推進懇談会の開催
- ▶ PR動画を用いた広報による周知

(2) 「身近な福祉課題に気づく力を高める」ための取り組み 《活動目標1》

地域での福祉活動に対する市民の関心・理解が深まるよう広報紙「社協だよりせんだい」では、引き続き地区社協の小地域福祉ネットワーク活動やその他地域福祉団体が工夫を凝らしながら取り組む好事例などを掲載する。また、ホームページに掲載している地区社協活動シートや、サロンの開催状況一覧などの関連情報は適宜更新するとともに、地区社協活動の動画や福祉委員の活動に関する冊子なども作成し、地域福祉活動の「見える化」の支援を強化する。

区・支部事務所のCSWと地区社協の活動者等とが協働して地域の課題を把握し、その解決に向け共に取り組んでいく「CSW協働推進地区」については、令和5年度も「知る」「共有する」「検討する」「試す」をテーマに区・支部ごとに2地区以上指定し、地域で行われる会議や打合せへ参加し一緒に実践するなど重点的な支援を行う。なお、指定期間が終了した地区に対しても、これまでの成果をふまえて身近な相談場所の確保や、学生や社会人と地区社協とを結ぶ取り組みなど新たな活動に対してフォローアップ支援を行う。

東日本大震災の被災者支援の一翼を担ってきた「地域支えあいセンター事業」は令和4年度をもって終了し、令和5年度以降は区・支部事務所がその業務を引き継ぎ、復興公営住宅や防災集団移転地等において見守りや支援が必要な世帯に対しては、引き続き仙台市や関係機関などと連携を図りながら、必要に応じて個別訪問や相談支援等を行う。また、復興公営住宅等の自治会関係者を対象とした情報交換会を開催するなど継続した地域活動の支援にも取り組んでいく。

- ▶ 地区社協活動の広報動画の作成

- ▶ 福祉委員の活動手引きの作成
- ▶ C S W協働推進地区への支援

(3) 「地域の課題や良さを共有する場づくりを進める」ための取り組み

《活動目標 2》

今日、地域において住民同士が出会い参加する場、地域の様々な相談を受けとめる場、安心して過ごせる居場所などの設定や運営を求める要望は多いことから、こうした情報共有できる場づくりを進め、住民や専門機関と協働した地域における支え合い・助け合い活動を促進していく。具体的には住民のニーズ、課題などを共有し、地域の将来像を考え、アイデアを出し合う場として、多様な世代の住民や関係者が集う「地域座談会」開催地区を区・支部ごとに2地区程度選定し、開催に向けた支援を行う。

企業の社会貢献・CSR活動については、地域と企業をつないできた「地域の資源とニーズをつなぐマッチングポータルサイト」に、これまでの実践事例を掲載するなど企業の参加を促進する情報を提供し掲載数の増に取り組む。また、社会貢献活動のノウハウや情報交換、あるいは学生を巻き込んだ交流の場として有効なセミナーを継続して開催し、企業と地域が連携・協力した取り組みの促進を図る。

子ども食堂の運営は、コロナ禍前に比べ会食スタイルから一部配食に切り替えるなど各運営団体が工夫しながら活動を続けている状況を踏まえ、引き続き会食や配食にかかる経費を対象とする助成事業を実施するとともに、ホームページを活用してその案内の周知をサポートするなど活動の継続に向け

た支援を行う。併せて、子ども食堂をはじめ、学習支援、放課後サロン、引きこもりの支援など子どもの居場所づくりに取り組んでいる団体を対象に、活動者相互の情報交換の場としての交流会を開催し、また、地域での活動として継続して展開できるよう地域関係者等とのつながりづくりに対する支援を進めていく。

- ▶ 地域座談会の開催
- ▶ 地域福祉推進のための企業との連携の促進
- ▶ 子どもの居場所づくりへの支援

(4) 「解決のために行動する」ための取り組み 《活動目標 3》

これまでコロナ禍の影響を受けて地域での交流の機会は減少を余儀なくされてきたが、地区社協活動での役員間の連絡や諸会議、あるいは安否確認が必要な住民との会話や情報提供などにあたって、パソコンやプロジェクター、モバイルWi-Fi（ワイファイ）等のICT（情報通信技術）機器の活用も進めていくため、これら機器の貸し出しやICTに関する専門家を派遣しての操作・活用方法に関する出前講座を開催するなど地域におけるICT活用の推進に取り組む。

また、地区社協をはじめ地域の関係団体がそれぞれの地域が抱える課題解決に向けて活動に取り組めるよう、既存の助成事業の見直しも含め活用しやすい新たな助成制度の構築を目指す。なお、本会としてもこれら地域関係団体と連携を深

めながら地域課題を共有し、共に考え、行動するなどその取り組みを支援していく。

社会福祉法人の地域における公益的な取組については、法改正による社会的要請をふまえて社会福祉法人・社会福祉施設等の取り組みに対する機運の高まりが見られることから、更なる定着化を図るために児童、障害、高齢といった種別分野を超えた団体との意見交換を深め、先行する取組事例の収集や情報提供、法人等を対象とした研修会の開催などのほか、地域と社会福祉法人等の連携によるモデル的な取り組みを進めるなど、地域の実情や福祉ニーズ等をふまえた事業展開を図る。

地域包括ケアシステムにおける第1層（区・支部単位）生活支援コーディネーターの機能を担っている区・支部事務所においては、年次的に人員配置の強化を図ってきており、主に第2層（中学校区単位）圏域における、高齢者を対象とした集いの場の普及方策や、NPOや事業所等の多様な主体による支えあいのネットワーク構築などの生活支援体制整備を進める。この取り組みにあたっては、第2層生活支援コーディネーターの機能を担っている地域包括支援センター及び区保健福祉センターとの三者ミーティングや、地域包括支援センターが作成する「地域包括ケアシステム構築推進に向けた活動記録」を用いながら共に課題整理とその対応を図ることにより、地域支援・相談支援体制の充実・強化に取り組む。

- ▶ 地域におけるICT活用の推進
- ▶ 社会福祉法人との連携強化
- ▶ 地域包括ケアシステムの推進（第1層生活支援コーディネーターの機能強化）

(5) 「一人ひとりの住民の参加を推進する」ための取り組み 《活動目標4》

地域福祉活動の基本となる担い手の発掘、育成は、長年大きな課題となっているが、とりわけここ3年間はコロナ禍という経験したことがない状況の中で、地域では一層苦慮されている。本会では、それぞれの地域特性をふまえながら、若者から高齢者まで幅広い世代の参画勧奨や、あるいは地域を基盤とする活動から全市的なエリアを対象とした地域活動やボランティア活動に至るまで多様な活動に対応して、それぞれが参加しやすい体験プログラムを企画し、担い手の拡大を図る。

市内8大学1短大と締結している「ボランティア活動の連携・協力に関する協約（パートナーシップ協約）」に基づき、ボランティアのすそ野拡大と連携を強化するため、大学との情報交換や学生のボランティア活動を支援する。

児童・生徒が、福祉やボランティアへ関心を持ち、「共に生きる力を育む」ことを目的としている福祉学習についても、小・中・高等学校や教育行政機関、障害者団体等と連携・協力してその普及に努めるため、地域の高齢者や障害者等との交流体験などを進める。

- ▶ 各種ボランティア講座（地域福祉サポーター養成講座、ボランティア育成講座、夏のボランティア体験会等）
- ▶ 大学とのボランティア活動の連携・協力（パートナーシップ協約）
- ▶ 福祉学習の推進

2 多様化・複雑化する課題を抱える世帯に対する相談体制の強化

(1) 多機関協働による包括的支援体制の構築

令和4年度は、仙台市の「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」において

- ・多機関協働事業（課題が複雑化・複合化した事例等に対して、関係者や関係機関の役割の整理や支援の方向性を確認するなどの事業）
- ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（必要な支援が届いていない方を把握し、本人との信頼関係を構築しながら、関係者や関係機関による支援につながるなどの事業）

の2事業を受託し支援に取り組んできた。

令和5年度から仙台市が「重層的支援体制整備事業」として新たに展開する支援の仕組みにおいても、相談支援包括化推進員を担う区・支部事務所のCSWの機能強化を中心に、多様化・複雑化した課題を抱える世帯に対して、様々な支援機関と連携しながら課題解決に向けた相談支援や援助活動に積極的に取り組む。

民生委員児童委員や福祉委員等の方々には、地域の気になる世帯、既存の制度では解決が難しい世帯などの相談に応じているケースが少なくないことから、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所、区保健福祉センター等の専門相談機関も交えて「ケース検討会」を開催し、課題の共有や役割分担などを協議する。こうした個別支援事例の蓄積とその検証を重ねることを通して、新たな支援の仕組みづくりや総合相談に係るネットワークの強化に取り組むため、「コミュニティソーシャルワーク推進会議」を開催していく。

- ▶ 多機関協働による包括的支援体制の構築
- ▶ コミュニティソーシャルワーク推進会議の開催

(2) 生活困窮者の自立に向けた支援

生活困窮者については、日頃より地域からの情報提供や区・支部事務所での貸付相談やフードバンク事業などによる食糧支援、あるいは関係者からの情報提供などを通じてその把握に努め、必要に応じて自立相談支援事業や家計改善支援事業へ、あるいは生活保護等のセーフティネットへつなげていく。

特に、新型コロナウイルス感染症の影響による減収や失業等により生活に困窮する世帯を対象に行ってきた緊急小口資金・総合支援資金特例貸付は、昨年9月をもって終了し、その償還が始まっている。こうした中で償還免除や猶予となった方はもとより、償還が困難な借受人から寄せられる相談に応じる体制を維持しながら、引き続き自立に向けた支援を行っていく。

仙台市の「生活自立・仕事相談支援センター」を運営している一般社団法人パ

パーソナルサポートセンターには本会職員を継続して派遣することとし、支援活動の円滑な推進に努めるとともに、地域における包括的な相談支援体制の充実を図っていく。

- ▶ 生活困窮者自立支援の推進
- ▶ 貸付事業における相談支援の充実

(3) 判断能力が十分でない方への支援

ア 日常生活自立支援事業（まもりーぶ）について

近年はコロナ禍の影響もあり新規契約件数が伸び悩みの現状にあったが、本事業を必要とする多くの潜在的なニーズが利用へつながるよう、令和4年度に作成した「支援関係者向けリーフレット」等を活用して、保健福祉センターや地域包括支援センター、障害者相談支援事業所などの相談支援機関への説明機会を積極的に設け、支援者等への周知・案内を促進して利用者増に取り組む。

また、相談から契約、サービス開始までの一連の手続きなどを定めた現事務マニュアルの見直し等を図るとともに、データ管理システムを活用した業務の平準化、効率化を図り、事業基盤の強化を進める。

- ▶ 新規利用者増に向けた取り組み
- ▶ 関係機関向け出前講座の開催

イ 成年後見制度の利用促進について

国の第二期成年後見制度利用促進計画の策定を受けた対応は、喫緊の課題である。仙台市においては、制度の周知広報や専門的な相談対応、制度利用の促進に向けた関係者との連携促進、及び成年後見人等への支援などの機能を担う「中核機関」の設置に向け検討が進められており、本会がその業務を受託する予定になっている。

中核機関では、利用促進に向けてパンフレットの作成や配布等による周知のほか、地域包括支援センターや区役所窓口においても制度利用に係る相談に適切に対応できるよう、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職で構成する「権利擁護チーム支援会議」によるアドバイス等の支援体制を確立していく。

併せて、専門職団体で構成している仙台市成年後見サポート推進協議会においては、今後も各参加団体からの活動状況の報告とともに、「権利擁護チーム支援会議」の内容を共有し、権利擁護や成年後見制度利用促進にかかる連携を深めるネットワークとしての強化を進める。

なお、市民後見人への期待が高まっている状況もふまえ、家庭裁判所をはじめ仙台市、弁護士等専門職団体との協議を深め、市民後見人の受任促進を図るとともに、市民後見人に選任された場合には、本会は監督人としての立場から市民後見人の活動をしっかりと支援していく。

- ▶ 中核機関受託に伴う仙台市成年後見総合センターの機能強化

Ⅱ 組織体制の強化と経営基盤の確立等に向けた取り組みの推進

(1) 住民に信頼される法人運営に向けた取り組み

法人運営については、引き続きコンプライアンスの徹底とガバナンスの強化を中心に、安定経営を基本とした取り組みに努めるとともに、令和4年度中に策定する「中期経営計画」（計画期間：令和5～8年度）で示した財源確保や人材育成など経営上の課題と今後達成すべき目標について、一つひとつ課題解決を図りながら着実に対応していく。

また、コロナ禍を契機に社会全体のデジタル化が加速している。本会においても機器の導入や社内ネットワーク環境の見直しを行い、オンラインによるWeb会議などが増加している。令和5年度も引き続きICT機器を活用した事務事業の見直しを業務環境の改善や効率化に向けて進めていく。

また、広報分野においても、広報紙「社協だよりせんだい」をはじめ、YouTube公式チャンネル「せんだい社協チャンネル」による動画配信、交流型SNSサービス「Facebook ページ」を積極的に活用し、幅広い世代を意識した広報活動の充実を図っていく。また、ホームページについてもモバイル機器対応型に大幅リニューアルし、ユーザーの利便性や操作性の向上を図る。

- ▶ 広報活動の充実・強化（SNSによる情報発信、ホームページの改修等）
- ▶ 大規模災害発生時における事業継続計画の策定
- ▶ ICT活用による業務効率化の推進

(2) 安定した財源確保と適正な執行

平成27年4月の本会と各区・支部社協との組織統合時からの課題であった基金及び繰越金等の一体的な運用管理に関しては、令和4年度に一定の改正を行ったが、今後も財源のより一層効果的、効率的な活用を図りながら事務・事業を進めていく。

また、今後の事業活動を安定的に行っていくためには会費収入や寄附金収入などの自主財源は、本会運営の貴重な財源としてその確保・拡充に努めなければならない。これらはいずれも本会事業についての市民や企業等からの理解・協力が不可欠であることから、様々な広報ツールにより会費や寄附金等を活用した事業内容についてわかりやすい周知に努める。

さらに寄附金の拡充にあたっては、ホームページ上でいつでも手軽に寄附の申し込みや送金決済の手続きができるオンライン寄附システムの導入を進める。

- ▶ 会費及び寄附金等自主財源の確保に向けた取り組みの強化

(3) 職員の資質向上及び能力開発の推進

地域共生社会の実現に向け、第一線での活動を専門的視野から支援する役割を担う本会の職員には、近年の多様化・複雑化する地域課題に対応し、地域福祉を

推進していくための強い意志と高い能力が求められている。職員の人材育成にあたっては、引き続き人事評価制度による能力評価及び業績評価の徹底を図るとともに、策定予定の「人材育成方針」に基づき、内部研修やOJT（＝職場内における職業訓練）の実施、外部研修への積極的な参加等研修内容を充実させ、職員の資質向上を図っていく。さらには、職員提案制度を導入し、現場独自の発想や若い職員のユニークなアイデアなどを積極的に活かせる組織風土づくりを進めていく。

- ▶ 人材育成方針に基づく職員研修の実施
- ▶ 職員提案制度による業務改善

(4) 質の高い福祉・介護サービスの提供

福祉プラザや老人福祉センター及びデイサービスセンター、障害者施設等の13指定管理施設については、引き続き良質な福祉・介護サービスを提供して利用者の満足度を高めるとともに、感染症対策にも十分留意して利用者や職員の安全・安心を基本とした施設運営に取り組む。

このうち、泉社会福祉センター（泉障害者福祉センター及び本会泉区事務所との一体施設）については、施設の長寿命化のため令和5年度中に大規模改修工事が予定されている。工事期間中は、泉社会福祉センターは休館し、障害者福祉センター及び泉区事務所は近隣に一時移転となるが、工事終了後（年度内の予定）はそれぞれ現在地で業務を再開する予定である。

また、高砂老人福祉センター及びデイサービスセンターは、令和5年度が指定管理期間の最終年度にあたることから、令和5年度中に仙台市から提示される条件に合えば引き続き次期指定管理者の選定に応募する。

介護保険事業である台原、高砂、郡山の各デイサービスセンターは、厳しい経営環境下での運営となるが、老人福祉センターとの複合施設である強みを活かし、併設する地域包括支援センターや居宅介護支援事業所との連携を強化しながら利用者確保と効率的な運営に取り組む。

- ▶ 指定管理13施設における良質な福祉・介護サービスの提供
- ▶ 介護保険事業における収益確保
- ▶ 次期指定管理者の選定にかかる対応（高砂）